(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
雲南市三刀屋町殿河内六二番五から同市三刀屋町古城一二七七番三地先官有無番地まで	前	七・五〇～八六・九四メートル
	後	一三・〇〇～一一三・九三メートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市三刀屋町殿河内六二番五から同市三刀屋町古城一二七七番三地先官有無番地まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月二十九日

○九州地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
いちき串木野市下名字上酔之尾五六三八番二から同市下名字上酔之尾五六三九番一まで	前	二二・〇〇～二六・〇〇メートル
	後	一九・八〇～二〇・〇二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
枕崎市桜山東町九九二番から同市東鹿篭字大迫西二一八九一番四まで	前	九・三〇～三三・四〇メートル
	後	一一・五〇～七九・六〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	いちき串木野市下名字上酔之尾五六三八番二から同市下名字酔之尾五五四九番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月二十九日

国会事項

衆議院

質問書提出

一月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県名護市長選挙の結果を受けた内閣官房長官の発言に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

鳩山内閣の政治主導に関わる経費に関する質問主意書（木村太郎提出）

参議院

会議

一月二十八日（木曜日）午後四時　本会議

議案付託

一月二十七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）　総務委員会に付託

雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第二号）　厚生労働委員会に付託

質問主意書提出

一月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

八ッ場ダムに関する質問主意書（脇雅史提出）（第一〇号）

質問主意書転送

一月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

天下り問題に関する質問主意書（山下栄一提出）（第七号）

循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する質問主意書（加藤修一提出）（第八号）

人事異動

内閣

（大阪地方裁判所判事）判事　山下　郁夫

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　小佐田　潔

兼官を免ずる（以上一月二十六日）

（財務省大臣官房付）財務事務官　平泉　哲郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房郵政改革推進室参事官を命ずる（一月二十七日）

人事院

青山　佳世　稲葉　馨

宇賀　克也　浦野　光人

上村　直子

交流審査会委員に任命する（各通）（一月二十八日）

法務省

○定年退官

横浜区検察庁副検事後藤繁喜は、検察庁法第二十二条の規定により一月二十七日限り定年退官

財務省

（預金保険機構財務部次長）　平泉　哲郎

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる（一月二十七日）

国土交通省

千坂　正志

願に依り独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事を免ずる

大屋　正男

願に依り独立行政法人国際観光振興機構監事（非常勤）を免ずる

斎藤　由時

願に依り独立行政法人自動車事故対策機構監事を免ずる（以上二十一年十二月三十一日）

岡本　吉光

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事に任命する

荒井　卓一

独立行政法人国際観光振興機構監事（非常勤）に任命する